マージン率等に係る情報提供

神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1 シンポー情報システム株式会社 経営企画部

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。 (対象:令和 4年 4月 1日~令和 5年 3月31日)

1. 派遣労働者の数(対象期間の1日平均)

83人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

31社

3. 労働者派遣に関する料金の平均額 (1日当たりの料金額(8時間労働として計算)) 38,589円

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの賃金額(8時間労働として計算)) 28,536円

5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

26.1%

6. 教育訓練に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 人材開発部 TEL045-459-2270

①	2	3	③ 4 方法		⑤ 実施主体			6	7
教育訓練の 種 類	対象者	実施人員	0JT (賃金支約	0ff−JT 洽の状況)	派遣元 事業主 (弊社)	他の教 育 機関へ の 委託	その他	実施 期間 (日)	派遣労働 者の費用 負担の有 無
新入社員教育 (社会人教育・端末設 定・グループワーク他)	新入社員	5	有給) 無給	0	0		20	有無
情報セキュリティ教育	全社員	83	有給) 無給		0		1	有無
職級別教育	1年目の派 造労働者	4	有給)無給		0		1	有無
職級別教育	2年目の派 造労働者	5	有給) 無給		0		1	有無
職級別教育	3年目の派 造労働者	2	有給) 無給		0		1	有無

- 7. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
 - □ 労使協定を締結していない
 - □ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和7年3月31日)
 - ・協定労働者の範囲 (派遣先でプログラマーの業務に従事する従業員)
- 8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
 - (1) 派遣者賃金には有給休暇取得時の賃金を含みます。
 - (2) マージン率の中には社会保険料、教育研修費用、健康診断費用、福利厚生費用等を含みます。